

W01774823 号-1

平成 20 年 9 月 12 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 野井伸悟



平成 20 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4-108
監査名	平成 20 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	(その 1) 品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 20 年 7 月 22 日、23 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>	

2. 平成 20 年度 第 1 回 定期監査の視点

2.1 第三者監査の背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、平成 19 年度末までに年 2 回の頻度で、計 8 回の定期監査を実施してきた。

この一連の第三者監査では、常に「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

なお、濃縮事業部及び埋設事業部は、改善策に係る水平展開部門という位置づけで、平成 16 年度第 2 回から監査対象になっている。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶものであるが、第三者監査が 4 年目となる平成 19 年度において、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。総合結論は次の通りであった。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

■中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。

■上記の状況においては、PDCA 展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛り込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

2.2 平成 20 年度 第 1 回（通算第 9 回）定期監査の対応方針

上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が設備試験段階から運転（操業）段階へ移行する状況を踏まえて、平成 20 年度第 1 回の定期監査での注力点を表 1 のように設定した。

「室」部門に対しては、主として注力点③に関する監査を行った。

表 1 平成 20 年度・第 1 回定期監査の注力点と対応方針

注力点	監査の対応方法
①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況	(1) 平成 20 年 1 月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。
	(2) 上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。
②品質マネジメントシステム（QMS）視点での運転・保守に係わる対応状況	(3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。
	監査基準： 上記(2)の査読結果として設定する。
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	(1) 先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3 種類程度）の最新版を提供していただく。
	(2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。 ■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。具体的には、事務局と調整する。
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	監査基準： 上記(1)の査読結果として設定する。
	「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。 監査基準： 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書を選定することとした。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署にて新規制定又は改正された規定類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に説明を求めた。

なお、「現場監査」を組み入れた場合には、監査対象業務に係る規定類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査（現場監査を含む）は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部署に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。

このたびの監査では必ずしも改善策のみに特化しない場合があるため、監査テーマに応じて監査基準を定めることとし、基本的な考え方を表1に示した。

いずれの場合でも底流には JEAC 4111-2003 を置き、また、一部に LRJ の知見を活用した。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は表2の区分で表示した。特記のない場合は「良好」とみなす。

なお、部門ごとの監査事項が複数あり、総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起した。

表2 監査結果の表示

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査結果

「室」部門に対する監査結果の詳細を添付—1に記載し、監査の日程と出席者を添付—2に示す。

「室」部門に対する総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

(1) 「指摘事項」は観察されない。「観察事項」1件を提起した。

提示を求めた規定類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部署にも「指摘事項」は観察されなかった。これまでの監査所見でも述べてきたように、ルール/手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると思なせる。

1件の「観察事項」は、経営幹部が参画した会議で出された意見・提言を確実にフォローする仕組み（誰が、どの様に、いつまでに）の構築に係るものであり、また、重要な会議の議事録は、内容の正確さを確認しあうためにも、すべての出席者に配信することを提起したものである（添付—1、No.1 参照）。

なお、諸会議での決定事項のフォローの充実度や議事録の適切な配信状況は、これまでにJNFLの多くの部門で観察しており、全体的危惧事項というものではない。

(2) 「改善策」の対応成果が定着し、風化することなく業務に生かされている。

「室」部門に対しては、「改善策」の大分類の中でも、①トップマネジメントによる品質保証の徹底、②品質保証を重視した人員配置と人材育成（特に、力量管理と教育訓練）、及び③協力会社を含めた品質保証活動の徹底、という事項に注力した監査を行った。

いずれの事項とも、「改善策」の対応を通じて構築された品質マネジメントシステム（QMS）が維持され定着している状況を、監査チームは随所で観察した。特に、経営幹部がQMSに高い関心を持たれ、それを事務局部門が適切に受け止めることとあいまって、諸活動の牽引効果を生んでいる状況が印象深い。

なお、大綱としてうまく展開している様に見えるQMSの仕組みの運用が、細部の一部であっても形骸化・マンネリ化していると風化危険信号であるので、監査チームではその兆候の有無を常に注視してきた。このたびの監査範囲においては、危惧事項を観察する場面はなかった。

「室」部門の全体として、品質システムは総じて良好に機能していると判断する。

(3) 「改善策」を受け継いだ自律的展開が実施されている。

改善策の理念を受け継いだ次のステップへの自律的展開が開始されていることを既に報告してきた。例えば、業務の見える化プロジェクト、安全文化推進委員会、あるいは品質保証規程の改正活動などであった。このたびの監査で確認したのは、人的過誤情報の分類体系を統一する活動の開始、及び根本原因分析要則の新規制定である（添付—1、No.7 参照）。再処理事業部が操業段階に移行する段階において、有意義な活動である。

新しい展開活動、特に多くの部門が関与する活動・プロジェクトにおいては、その事務局の采配振りが成否を分ける状況を、監査チームでは他の組織においても見てきた。事務局機能を多く持つ「室」部門の精力的な業務遂行を期待する次第である。

以上

平成 20 年度第 1 回定期監査

「室」部門に関する監査結果
(部署別の詳細版)

平成20年度 第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」No. 1）

被監査部門	広報・地域交流室 広報部 総括G	備考
監査実施日	平成20年 7月 22日	N (参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p>1. 広報活動の推進</p> <p>①広聴政策会議 第10回広聴政策会議が平成20年4月17日に実施されている。議事内容としては、継続して調査が実施されている「JNFLに対する青森県民の意識調査」及び「再処理工場の進捗と媒体を活用した広報戦略」が議論されている。 これらの課題に対して、経営幹部の方々が具体的かつ建設的な意見を積極的に述べられている状況を議事録において確認した。本議事録は、議事内容及び改善方策を明確に示しており、今後の方針を策定する上で有効な議事録であることを確認した。</p> <p>②地域会議 平成20年度 第1回地域会議は、平成20年6月16日に「再処理工場竣工～操業に向けた県民の皆さまへの理解獲得について」を主要議題として開催された。委員の方々から、安全性、品質保証及び県民への理解促進方策等に関する意見が述べられている。委員各位からの意見は、フォローリストに取りまとめられ、確実に対応がなされていることを確認した。</p> <p>2. 協力会社等への情報発信 全社のタスクメンバーの活動により実現した社内外向け広報システム（電光掲示板）による社員に対する情報発信が継続実施されている。従来は、トラブル情報等の発信に関して主として社外を対象にしていたが、社内への周知徹底も重要であるとの意見を反映し、実現したものである。本広報システムは、情報発信内容の充実度の向上と共に、確実に活用されるツールとして定着していることを確認した。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、改善策に沿った活動は実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でない事項が確認された。下記の観察事項については、改善方策の検討を期待する。</p>		
<p>(観察事項) 広聴政策会議の議事録には、討議された内容が必要十分な程度に記載されており、経営幹部の方々の広聴政策に関する具体的意見が数多く述べられており、有効な会議として機能していることが窺えた。しかしながら、これらの貴重な提言事項に対して、誰が、いつまでに、どの様に対応するかについてのエビデンスを確認することができなかった。本会議は、広聴政策に関するマネジメントレビューに相当する非常に高いレベルの会議体であると理解するので、「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則 第10条 (2)項」を準用するのが妥当であると考えられる。経営幹部の発言を確実にフォロー・処置する仕組みの構築が望まれる。併せて、本議事録が出席者の方々に確実に配布され、内容確認が行われていることの徹底が望まれる。</p>		
<p>(提言事項) 広聴政策会議規程(規程第65号-1)には、本会議を年4回程度開催することが規定されているが、昨年度は年1回の開催に止まっている。今後の活動に際して、本会議を開催しなくても他の会議で補完しているとのことであれば、その旨の社内オーソライズを行った後、上記規程を実情に合うような開催回数に改訂することが望まれる。また、地域会議についても、同様の検討が望まれる。</p>		

平成20年度第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」No. 2）

被監査部門	業務管理室 資材管理G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成20年7月22日	T
<p>(実地監査)</p> <p>1. 調達先管理の強化</p> <p>「改善策」に基づいて、調達先の財務状態、品質保証、コンプライアンス／安全文化に対する取組、及び教育訓練計画等に係る調達先評価を実施することが資材契約事務要則、及び取引先管理要領に規定されている。資材管理Gでは、これらの情報を取引先管理DBとして整備しており、平成20年度は2年ごとのデータ更新・追加を実施する時期である。</p> <p>当該作業は、定められたフォーム（取引先データ票）を取引先企業に送付して実態を記入させる形で行われる。対象企業は約460社に及んでおり、来る7月末日を目途にして記入結果を回収する段階にある。</p> <p>■品質保証、コンプライアンスおよび安全文化醸成に関する取組み状況は、それらに対する教育の計画や実施状況を記載してもらうことにより判断する方式である。</p> <p>■取引先管理DBは、各事業部が物品／業務の発注段階で活用する。現時点では、DBの閲覧は課長及びGLに限定されている。</p> <p>改善活動</p> <p>DBのユーザーとなる各事業部の担当者を含めた小集団活動において、DBプロセスをより有効に活用するための検討が進行中とのことである。成果を期待したい。</p> <p>2. 業務フローの活用</p> <p>「業務の見える化プロジェクト」の活動として、資材管理Gの業務フローが作成されたことを前回の監査で確認した。業務のセルフチェック及び新規職員の導入研修での活用が定着していると判断できる。</p>		<p>資材契約事務要則</p> <p>取引先管理要領</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善策の取組み結果が定着しているだけでなく、改善活動（PDCA展開）への注力がなされていると判断する。</p>		
<p>(提言事項)</p> <p>DB化の業務における評価基準は取引先管理要領に規定されており、評価に個人差は生じないと思われるが、記載事項に不備・不明状況が観察された場合に適用する「ヒヤリング実施基準」を明確化しておくこと、より優れた要領書になる。</p> <p>上述の、小集団活動の結果として管理要領を改訂する機会などに検討してはどうか。</p>		

平成20年度第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」 No. 3）

被監査部門	考査室		備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 20年 7月 22日	N	
<p>(実地監査)</p> <p>1. <u>ダイレクトライン制度の運用 (考査室)</u></p> <p>平成15年度より運用が開始された「ダイレクトライン制度」は、品質保証体制の改善策の一つとして設定された活動であり、法令等社会規範に抵触する恐れのあるJNFL関連情報を広く受け付け、適切な対応を図ることを目的とした制度である。</p> <p>前回の監査(平成19年11月29日)以降、複数件の情報が受け付けられており、個々の情報については、規程に従った適切な処置が実施されているとの説明を受けた。なお、上記の処置方法は、業務の見える化プロジェクトの一環として、「ダイレクトライン運営手順フロー(全体版)」としてフロー図化されており、業務の流れ及びリスク管理事項等を容易に理解できることを確認した。</p> <p>当該制度に係るポスターも新たに作成され、JNFLの社内各所に掲示されている。本制度が定着した活動となっていることが窺えた。</p>			<p>ダイレクトライン運営 手順フロー(全体版) 考査室-01-02-R0</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善策に沿った活動が定着していると判断する。</p>			

平成 20 年度第 1 回定期監査 部署別 監査結果（「室」 No. 4）

被監査部門	業務管理室 能力開発G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 20年7月22日	T
<p>(実地監査)</p> <p>教育履歴管理システム（能力開発G）</p> <p>教育履歴管理システムが全社大での運用に至っている状況において、当該システム中に規定されている「教育項目の分類」が、それぞれの歴史と経緯を有する各事業部にとって使いづらい一面が指摘されていた。これを受けて、能力開発Gでは各部門のヒヤリングを実施し、意見を整理すると共に評価を行い、利用者の利便性を高めるための改善内容を決定したことをエビデンスで確認した。</p> <p>上記の改善内容に係るプログラム修正等に関しては、稟議書による決裁を受け、10月中旬の完成を目指して対応中である。利用者のための操作マニュアルの一部改正を経て、教育履歴管理システムが定着することを期待したい。</p> <p>なお、事業部の強い要請によって、保安教育に係る教育記録は当該システムと別管理にすることが決定されている。</p>		<p>稟議書 平20業人第176号</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善策の改善活動（PDCA展開）が継続されており、検討中であった案件が完結しつつあることを確認した。</p>		

平成 20 年度第 1 回定期監査 部署別 監査結果（「室」 No. 5）

被監査部門	業務管理室 人事G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 20年7月22日	T
<p>(実地監査)</p> <p>プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用 (人事G)</p> <p>「平成31年でプロパー社員90%」という長期達成目標に向けて、有能な人材の採用ならびに将来のJNFLの品質活動を担う人材の定着化を図る活動が継続されている。現時点でのプロパー比率は約60%であり、新卒者の採用という視点では平成16年の時期から漸増し、平成20年度では60名になっている。また、中途採用者の開拓にも注力している状況を確認した。</p> <p>近年、プロパー社員が管理職層となりつつある状況を受け、単なるプロパー化率の向上だけではなく、計画的な育成を推進していく観点から企画された「人材基盤整備WG」が平成19年度には2回開催されている。幅広い業務を経験した管理職を養成すべく、人事ローテーションの議論が行われ、先ず、再処理事業部において具体化を実現する予定であるという。成果と効果を期待したい。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>当部門の活動は、長期的に継続されるべきものである。このたびの監査結果として、そうした性格の活動が進行していると判断する。</p>		

平成20年度第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」No. 6）

被監査部門	品質保証室 品質保証 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 20 年 7 月 22 日 N	
<p>(文書監査) 品質保証室に対する2007年度第3回トップマネジメントレビュー(2008.2.4)において、2008年度の品質方針(案)が了承され、4月1日より施行された。その後、再処理工場の操業を見すえ、ウラン・MOX粉末等の製品品質の向上を目指して社長コミットメントを反映した「顧客満足を得る製品および役務の品質確保」が新たに品質方針として追加された。JNFLの抱える課題をタイムリーに反映しており、PDCA展開が有効に機能している事例として評価できる。</p>		<p>稟議書：「品質方針」の改正について 平20品証稟第17号</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー 今回の監査では、品質保証室に対する2007年度第3回(2008.2.4)及び第4回(2008.3.27)トップマネジメントレビューの記録を閲覧した。第3回トップマネジメントレビューにおける指示事項は、第4回で確実にフォロー・報告されていることを確認した。 社長の多忙なスケジュールにも拘らず、第3回は3日間、第4回は2日間を掛け実施されている。社長の本レビュー活動への継続的な取組みがJNFLの品質改善活動向上に与える影響は大であると感じる。 また、昨年度より、レビュー記録には、レビュー時に行われた議論の概要が添付されるようになった。社長を含むマネジメント層の発言が記載されており、これまで以上に有益なレビュー記録になっていると評価できる。</p> <p>2. 小集団活動 品質保証Gによる2007年度小集団活動総括結果から、小集団による解決件数が昨年度に比べて増加していることを確認した。業務目標の中にテーマの解決件数を数値目標として設定したことや定期的に指導推進タスクを開催したことが有効であったとの分析がなされている。これを受けて、2008年度については、より積極的な活動展開が計画されている。 具体的な方策として、品質保証Gでは2008年3月から4月にかけて、小集団活動社内説明会を全社部門に対して実施している。また、外部の小集団活動発表会への参加の働きかけ、他社の小集団活動内容の紹介等、活性化に向けた取組みを継続実施していることを確認した。加えて、小集団活動が重要であるとの社長メッセージの発信、小集団活動の活性化を訴えるポスター掲示及び小集団活動に対する報奨制度の導入等、きめ細かい配慮・工夫が観察される。業務に対する繁忙感のなか、いかにモチベーションを向上させようかとの努力が随所に観察される。この小集団活動の実施状況は、青森県原子力センターに報告されている。</p> <p>3. 品質保証に係る顧問会 第9回「品質保証に係る顧問会」が、平成20年5月23日に開催された。本会議は、社長以下全事業部の品質保証に係るメンバーが参画し、顧問の方々からの意見を頂く会である。今回の議事中にはアクティブ試験の実施状況、再処理施設操業に向けての製品品質に係る品質保証体制の再構築等、現在のJNFLにとって重要なテーマが上げられている。本会議は、3時間に亘って行われ、種々の事項について顧問の方々よりアドバイスを受けている。これらの事項は、「アドバイス・評価の有効活用 管理表」に取りまとめられ、確実にフォローされる仕組みが定着している。当日の質疑が活発であったことから、当初議事項目であった「現状の不適合管理システムの製品品質への適合性について」の討議時間が取れず、後日にJNFLメンバーが顧問の方々を訪ねて説明を行い、アドバイスを受けるなど行き届いた対応を行っている。 JNFLにとって、有効に機能している会議体であることを確認した。</p>		<p>2007年度第3回、及び第4回トップマネジメントレビュー記録 (品質保証室) 品証 B2-07-035-R00 品証 B2-07-053-R00</p> <p>2007年度 小集団の活動状況と、次年度の事業部・室の取組みについて</p> <p>2008年度 小集団活動社内説明会 打合せメモ 品証 B4-08-001-R00</p> <p>2008年度 小集団活動状況(第1四半期)等について</p> <p>社長メッセージ (小集団活動を真に実効ある活動とするために)</p> <p>・2008年度「小集団活動」活動状況管理表 (濃埋・室関係) (再処理事業部関係)</p> <p>第9回「品質保証に係る顧問会」議事次第他</p> <p>第9回「品質保証に係る顧問会」でのアドバイス・評価の有効活用管理表 品証 B3-08-002-R00</p>

4. 協力会社個別訪問

協力会社とのコミュニケーションを深める活動として、協力会社(41社)を個別訪問し、各社から意見・要望を聴取している。本活動は、年2回を計画しており、最近では、平成20年6月中旬から7月中旬の約1ヶ月をかけて協力会社への個別訪問が行われている。聴取した意見・要望は総計144件に上る。これらは、「意見・要望等 情報管理表」に取りまとめられ、対応部門、期限等を決定した後、担当部門にメールでの依頼送付がなされている。協力会社からの意見・要望等に対するJNFL関係部署による処置結果は、「意見・要望等 情報管理データベース」に保管され、毎月、意見・要望等の処置状況が協力会社に伝達されている。協力会社とのコミュニケーションの改善及び品質保証体制の向上にも繋がる活動として大いに評価できる。

協力会社(41社)意見・
要望等 情報管理表

5. 安全文化推進委員会

安全文化推進委員会は、社長以下経営層のメンバーで構成された会議体であり、JNFL内のコンプライアンスの徹底及び風通しの良い職場風土を醸成するための方策について検討する委員会である。直近の委員会では「企業基盤活動」の一環として、「評価し褒める仕組みの構築」の視点に立った業務改善提案制度について前向きな議論がなされていることを確認した。

6. 協力会社との双方向コミュニケーション再構築

協力会社とのコミュニケーションを充実させるべく、他の電力会社等における取組み状況を比較検討し、JNFLにとってより有効な方針策定を行う計画が進展している。品質保証Gでは、安全文化の醸成に向けた活動を含む新たな双方向コミュニケーションのあり方を本年中に取りまとめ、事業推進会議等に報告する方向で活動を継続中である。

協力会社との双方向コ
ミュニケーション再構
築に係る検討について

(第三者監査所見)

上記の監査範囲においては、品質システムは非常に良好に機能しており、「改善策」の対応によって構築された種々の活動が、風化することなく、更なる充実を図りつつ継続されていると判断する。

平成20年度第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」 No. 7）

被監査部門	品質保証室 品質計画G	備考 (参照規定、等)
監査実施日	平成20年7月23日 T	
<p>1. 組織横断業務のプロセス改善（業務の見える化プロジェクト） 一般管理部門も含めて全社的に業務の質をさらに向上させ、かつ、室・事業部の組織間のインターフェイスのリスク回避を目指したプロジェクトが進行中であり、品質計画Gが事務局を担っている。重点対応を、①要員計画策定業務、②事業計画策定業務、③予算管理業務、及び④資材契約手続き業務においている。各部門の業務手順の「見える化」が進んだことを踏まえて、今後は各部門の小集団活動によって内容のブラッシュアップを行う計画になっている。 改善を目指す重点業務に対して小集団活動を活用して成果を得るためには、今後とも事務局の主導と工夫が求められようが、「改善策」の自律的展開の一つとして期待したい。 なお、「室部門の業務プロセス改善」として、「室部門のQMS方針書の作成」に関する活動が開始されている。次の機会に、成果について確認したい。</p> <p>2. 事業部・室間水平展開検討会 不適合等管理要則に基づく会議体であり、社内外のトラブル事例、特に外部事例の情報を共有し予防処置に役立てることを目的として、品質計画Gが事務局機能を担っている。月1回程度のペースで実施されており、「件名管理表」によって事例概要がまとめられ、検討結果としての「処置状況表」によって水平展開要否及び水平展開実施状況が整理されている。議事録の整備も適切であり、発足の趣旨に沿った仕組みが定着している。</p> <p>3. 全社品質マネジメントシステムの構築（品質保証規程の改正） JNFLでは4種類の施設保安規定が運用されている状況において、保安に係る品質保証計画が室・事業部ごとに策定されている。今後とも事業部間の品質保証計画の整合性を確保することを目的として、保安に関する文書体系を見直し、品質保証規程を改正する活動が展開されている。「改善策」の自律的展開とみなせる。品質保証に係るJNFLの最上位文書となる品質保証規程（案）は去る4月に品質・保安会議にて審議・承認されており、今後のブラッシュアップを経た制定が待たれる。</p> <p>4. 人的過誤情報の分類体系の統一、及び根本原因分析要則の制定 事業者による不適合是正を確実なものにするために原子力安全・保安院が提案したガイドラインに対応した活動であり、全社で統一の取れたルールを整備するものである。前者は、ヒューマンエラー情報を共有・活用するための仕組み作りであり、品質保証連絡会での検討を経て、事業部・室間水平展開検討会を通じて社内でも共有する構想である。後者は、JEAG4121-2005[2007年追補版2]を適用して、発生事象の原因を単に特定するのではなく、その背後にある組織要因を明らかにすることに取り組むものである。いずれの活動も、品質・保安会議にて審議・承認されており、後者に関しては既に右記の要則が制定された。 再処理事業部が操業段階に移行する段階において、極めて有意義な活動である。</p>		<p>不適合等管理要則 要則品証室第4号-5</p> <p>(参考) 品質保証連絡会 運用要則 要則品証室第5号-3</p> <p>不適合の根本原因 分析実施要則 要則品証室第13号</p>
<p>(第三者監査所見) 上記のそれぞれの課題は品質保証室の「2008年度品質目標」に組み込まれており、品質マネジメントシステムの自律的改善活動が精力的に実施されていると判断する。大型あるいは新規のプロジェクトでは、事務局の活動が成否を左右する事例が多い。期待したい。</p>		

平成20年度第1回定期監査 部署別 監査結果（「室」 No. 8）

被監査部門	品質保証室 品質監査G	備考
監査実施日	平成20年7月23日	T (参照規定類、等)
<p>1. 内部品質監査の実施状況</p> <p>品質監査Gが年度計画に基づいて実施する内部品質監査に関して、平成19年度に約4ヶ月にわたって実施された再処理事業部（9部署）に対する内部監査実績の中から任意抽出し、下記の図書を閲覧しつつ第三者監査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■（再処理事業部に対する）監査実施計画書 ■（再処理事業部に対する）監査報告書 ■観察事項／提言事項まとめ表（フォローアップシート） <p>監査実施計画書には監査方針が記載されているが、監査員にとってはさらに細分化した監査視点を計画しておく必要がある。その対応として、「監査シナリオ・対応分担表」が作成されており、監査での確認ポイントが付記されている。当然ながら、その内容は被監査部門には開示されていない。</p> <p>監査報告書には、監査結果の詳細が記載され、該当した場合の「提言事項」と共に「良好事例」も特記されている。</p> <p>なお、平成20年度の内部監査では「新しい監査視点」を適用する計画になっている。次回の定期監査では、当該視点の内容、及びその実施状況を確認したい。</p> <p>2. 内部品質監査の受審状況</p> <p>品質保証室自体は他部門に所属する監査員から内部品質監査を受審している（平成20年2月14日）。観察事項（要望事項）2件と提言事項（推奨事項）4件を受けており、「観察事項／提言事項まとめ表」によるフォローアップ対応を行っている。一部の項目は平成20年度の品質目標展開表にも反映させている。この様な展開は、内部監査において妥当な指摘がなされたということであり、内部監査システムが有効に機能している証の一旦と見ることが出来る。</p>		
<p>（第三者監査所見）</p> <p>上記の監査範囲において、JFNL内部の品質マネジメントシステム監査活動が定着しており、効果を発揮していると判断する。</p>		
<p>（提言事項）</p> <p>品質保証室自体が被監査側となる監査は、他の部門によって行われる。本件に関して、現在の規定では、監査実施計画書の発行責任が明確でないので、監査実施計画書はあくまで監査側が準備するよう明記することが望まれる。次回の内部規定見直しの機会に検討することを期待したい。</p>		

平成 20 年度第 1 回 第三者定期監査日程及び出席者
 (「室」部門)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
7月22日	9:30~9:50	全被監査部門	オープニングミーティング	対応者: _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 事務局: _____ _____ _____	事務本館 203
	10:00~11:00	広報・地域交流室	監査	対応者: _____ _____	
	11:00~11:30	業務管理室	監査	対応者: _____ _____ _____	
	11:30~12:00	考査室	監査	対応者: _____	
	13:00~14:00	業務管理室	監査	対応者: _____ _____	
	14:00~16:00	品質保証室	監査	対応者: _____ _____	
7月23日	9:30~12:00	品質保証室	監査	対応者: _____ _____ _____ _____	事務本館 203
	16:00~16:30	全被監査部門	クロージングミーティング	対応者: _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 事務局: _____ _____ _____	

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)